

防防戦（事）第288号  
令和5年8月7日  
一部改正 防防戦（事）第236号  
令和6年6月7日  
一部改正 防官文（事）第70号  
令和7年3月21日

大臣官房長  
各局長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長  
防衛装備庁長官  
殿

事務次官  
(公印省略)

次世代情報通信技術導入推進委員会の設置について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

添付書類：別紙

次世代情報通信技術導入推進委員会委員会設置要綱

(委員会の設置)

第1 防衛省・自衛隊が、昨今の民間分野における情報通信技術の急激な進展の成果を防衛力強化に活用していくことを踏まえ、次世代情報通信技術の導入に係る具体的方針に係る検討を行うため、防衛省に次世代情報通信技術導入推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成等)

第2 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 事務次官
- (2) 委員 大臣官房長  
防衛政策局長  
整備計画局長  
統合幕僚長  
陸上幕僚長  
海上幕僚長  
航空幕僚長  
防衛装備庁長官  
防衛装備庁防衛技監  
サイバーセキュリティ・情報化審議官  
その他委員長が指名する者

2 委員長は、委員会における検討のため必要があると認めるときは、前項第2号に掲げる者以外の者を委員会に参加させ、意見を述べさせることができる。

(委員会の運営)

第3 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

(次世代情報通信技術導入推進グループの構成等)

第4 委員会を補佐し、委員会における検討に必要な作業を行うため、委員会の下に、次世代情報通信技術導入推進グループ（以下「グループ」という。）を置く。

2 グループの構成は、次のとおりとする。

- (1) グループ長 防衛政策局長
- (2) グループ長代理 サイバーセキュリティ・情報化審議官

- (3) グループ員 統合幕僚監部防衛計画部長  
統合幕僚監部首席指揮通信システム官  
陸上幕僚監部防衛部長  
陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部長  
海上幕僚監部防衛部長  
海上幕僚監部指揮通信情報部長  
航空幕僚監部防衛部長  
防衛装備庁プロジェクト管理部長  
防衛装備庁技術戦略部長

- 3 グループ長は、グループの会議を招集し、グループの事務を総括整理する。
- 4 グループ長は、グループにおける検討のため必要があると認めるときは、第2項に掲げる者以外の者をグループに参加させ、意見を述べさせることができる。
- 5 グループ長は、検討の性質により構成員を限定する必要があると認めるときは、第2項に掲げる構成員のうち一部の者をもってグループの会議を開催することができる。
- 6 グループ長代理は、グループ長を補佐し、グループの事務を整理する。

(推進チームの設置等)

第5 次世代情報通信技術の導入推進に関し、グループの検討を支援するとともに、グループを補佐するため、グループの下に、推進チーム（以下「チーム」という。）を置く。

2 チームの構成は次のとおりとする。

- (1) チーム長 サイバーセキュリティ・情報化審議官
- (2) チーム員 チーム長が指名する大臣官房参事官  
防衛政策局戦略企画参事官  
整備計画局サイバー整備課長  
統合幕僚監部防衛計画部計画課長  
統合幕僚監部首席指揮通信システム官付指揮通信システム官  
（サイバー）  
統合幕僚監部首席指揮通信システム官付指揮通信システム官  
（C4）  
陸上幕僚監部防衛部防衛課長  
陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課長  
海上幕僚監部防衛部防衛課長

海上幕僚監部指揮通信情報部指揮通信課長  
航空幕僚監部防衛部防衛課長  
航空幕僚監部防衛部事業計画第1課長  
航空幕僚監部防衛部事業計画第2課長  
防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（宇宙・地上装備担当）  
防衛装備庁技術戦略部技術戦略課長  
その他チーム長の指名する者

- 3 チーム長は、チームの会議を招集し、チームの事務を総括整理する。
- 4 チーム長は、検討の性質により構成員を限定する必要があると認めるときは、第2項に掲げる構成員のうち一部の者をもってチームの会議を開催することができる。

（サブチームの設置等）

- 第6 チームを補佐し、チーム長の指示する事項その他必要な作業を行うため、チームの下に、技術導入推進サブチーム（以下「サブチーム」という。）を置く。
- 2 サブチームは、チーム長の指名するサブチーム長、副サブチーム長、サブチーム長補佐及びサブチーム員で構成し、以下に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 内部部局の職員 若干名
  - (2) 統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部の自衛官それぞれ若干名
  - (3) 防衛装備庁の職員 若干名
- 3 サブチームは、次に掲げる事項について実施する。
  - (1) 委員会が定める基本方針の策定に資する検討
  - (2) 次世代情報通信技術の動向の調査及び分析
  - (3) 防衛力強化に資する次世代情報通信技術の特定、実証及び評価
  - (4) 次世代情報通信技術を取り込んだ将来の防衛力の構想、運用体制、業務要領等の機関横断的な検討
  - (5) 前4号に定めるもののほか、次世代情報通信技術の導入推進に関しチーム長が指定する事項

（関係部局との協力）

- 第7 関係部局は、委員長、グループ長、チーム長及びサブチーム長から資料の提出その他の依頼があった場合には、これに協力するものとする。

(情報の保全)

第 8 委員会、グループ、チーム及びサブチームの構成員並びに第 7 の規定により協力を求められた関係部局の職員は、この要綱の実施に際して知り得た情報が漏洩することのないよう、関連規則に基づき適切な情報の保全を図るものとする。

(庶務)

第 9 委員会及びグループに関する庶務は整備計画局サイバー整備課の協力を得て、防衛政策局戦略企画参事官付が、チーム及びサブチームに関する庶務は、防衛政策局戦略企画参事官付の協力を得て、整備計画局サイバー整備課が処理する。

(委任規定)

第 10 委員会、グループ、チーム及びサブチームの運営に関し必要な事項はグループ長が定める。